九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

韓国文集叢刊解題（十三）

疋田，啓佑
福岡女子大学名誉教授

https://doi.org/10.15017/18228

出版情報：中国哲学論集. 34, pp.102-114, 2008-12-25. 九州大学中国哲学研究会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

韓国文集叢刊解題（十三）

疋田啓佑

第二十一輯

(110)『挹翠軒遺稿』　朴閭　撰

本集は、挹翠軒朴閭の詩文集で、四巻二冊　全124丁。

底本はソウル大学奎章閣蔵本。

本書の著者朴閭は燕山朝の甲子の禍に於て死刑となったため、彼の文章も亡び、今存するものは僅か十の一、二に過ぎないが、朴閭の友人である李荇（本叢刊第20輯109）が蒐集・編次して中宗九年（一五一四）刊行したのが初刊本である。後に著者の子の朴寅亮が原集に落ちている詩文を蒐集し、別稿として編集したものを孫の朴愈と朴懋が刊行することがあったが佚失した。

かねてより挹翠軒朴閭の文章は東国第一であると聞き及んでいた鄭斗卿（号東溟子）は、原集を入手して、友人の礼曹判書の呉竣、吏曹参判の趙錫胤、大提学の蔡裕後、承旨の朴長遠と相議して出版を計画し、全羅道観察使、湖南伯の沈沢（号翠竹）に付託して一六五一年、全州に於て木版で刊行したものが重刊本である。

重刊本も時とともに漫滅するのを心配した兪得一（号勿斎）が、遺集に若干の増補と類別再編集したものを統制使の鄭弘佐に依頼して一七〇九年、木版で刊行したのが三刊本。更に一七九五年、正祖帝が春邸に於て増訂・再編し、

御製の序文を付して平安道順川府に於て刊行したのが四刊本である、と沈煥之の増訂版の序に述べている。

内容は、正祖（朝鮮朝第二十二代王）の御製増訂巻首があり、それに奎章閣提学の沈煥之の識語がついている。ここにある「上之十九年乙卯陽月之望」の十九年は、正祖の十九年（一七九五年）である。

ついで総目、目録があり、以下本文。

巻一、賦（一首）、これは増と割注があり続東文選から増補されたものというように注記がある。四言詩（一首）、五言古詩（42）。

巻二、七言古詩（26首、首は以下略す）、五言絶句（5）、七言絶句（33）。

巻三、五言律詩（54）、七言律詩（60）、聯句（29）。

巻四、記（一篇）、朴閭の唯一の文として残っているのが金仁老（名千齢）に寄せた「金仁老名行記」であり、祭文も「金仁老を祭る文」一篇である。金仁老は燕山朝、丙辰（二年）に文科登第（状元）して、言官として厳正な発言で重きをなしたが、病の為、三十五歳で没した人。朴閭の思い入れの強かった人である。あとに行状（4）。

附録、墓誌銘（李荇）、墓表（金之行）、序（李荇）、重刊序（鄭斗卿）、重刊序（兪得一、己丑つまり粛宗の三十四年〈一七〇九〉のもの）。

朴閭（一四七九・成宗一〇年―一五〇四・燕山君一〇年）

姓は朴、名は閭、字は仲説。高麗の人。世に挹翠軒先生と称される。

十世の祖の朴順は高麗朝に仕え大将軍となった。以下、秀華、暹、允晶（承奉郎）、暾（通徳郎）、五世の祖の朴思謙は通直郎・知春州事、四世の祖の朴原厚は中直大夫となった。曽祖の朴持は清河県監、祖父の朴秀林は交河県監、父の朴昕孫は漢城府判官、母は慶州李氏、直長李苡の女。

成宗の十年（一四七九）に生まれた。四歳で書を読み、八歳で大義を理解し、十五歳で文章を能くしたという。申用漑がこれを見て奇として娘と結婚させた。閭、時に十五歳。

燕山君の元年（一四九五）に進士に挙げられ、翌年及第した。十八歳の時である。朝廷から賜暇読書に選ばれ、龍山の読書堂で研究に励んだ。時に天変があったのに託して、時政十余条を論じた封事を上る。その施策は施行されなかったが、朝廷の人々を驚かした。

登第して以来、承文院権知に補せられることで官界に入り、ついで弘文館に入って正字となり、累進して弘文館修撰となった。

当時、朝廷内は、燕山君の横暴な政治運営に不可を提言することが憚られていたが、朴閨は率先して意見を述べ少しも臆することがなかった。宮廷内では、司憲府、司諫院、弘文館に出仕する者は、言官として直言するのが職務であったので、弘文館に務める公にとって上書して忠を尽し、そのため身に災いがふりかゝることを意に介せず、「禍福は天なり。吾、彼を如何ともする無し。而も忠を尽して事ふる所は人臣の義なり」と言った。弘文館の同僚の間で、西辺に城を築く問題が起きた時、公は帰省していたが、朝廷に戻って来た時、この論争にまきこまれ、時の権力者である柳子光の不正を成俊・李克均らはおもねり庇うと言って権奸の罪を暴いて論ずること再三、抗疏してやめなかったため、終に同僚に連坐して下獄してしまう。

その結果、職を罷免され、故郷に還り、英気を養うために山水の間に逍遥し、酒を酌んで、酔えば筆を執って思いを文に托した。その文は人の意表をつくもので、金色玉振、一唱三嘆するほどの名文であったという。それを宣春の南袞（字子華）は常に称賛して、「其れ天才なり。吾が東方より来りて、此くのごとき作の無きこと久し」と言い、公の文を読む人の心を爽やかにした。また非常に判断力に富み、多くの人が決断することが難しいとする事をさっと処置したという。

燕山君の十年甲子（一五〇四）の春、知製教となったが、燕山君の暴政の下で心楽しまない日々を送っていた。その時、柳子光は、以前のことを持ち出して告発したため下獄することになった。公は日頃、山水寛閑の土地を得て、田を耕し、日々村老らと往来し、酒を酌みかわし、優游猖狂して一生を終えたいものと考えていたが、それもかなわず、四月には東萊県に左遷されることになった。出発に当って友人の李荇に別れの言葉として「あゝ、吾、返る期無

からん。子（李荇）もまた必ず朝にあること久しからざらん。若し我に南に従ふ者は幸甚なり」と言ったが、予想通り、李荇も左遷されることになり、二人は遠く離ればなれになり、二度と会うことはなかった。

公は、東萊県（釜山の北郊）に着いて、百日にもならないうちに、追って罪が加えられ、再び都へつれ戻されて京獄に繋がれ、ひどい拷問を受け、六月十五日に刑に就いた。死に臨んでも神気変ぜず、天を仰いで笑うこと再びのみ。公は其の時、二十六歳の若さであった。残された家籍は没収され、男子は都に住むことは許されず、公と交遊のあった人々は、それぞれ杖刑となった上、遠地に流謫された。

妻の申氏は公の一年前に卒したが、二人の間に、四男二女があり、長男は寅亮、次男は大春（公亮）、三男は大鵬（夭逝）、四男は同叔（宗亮）。長女は順始、後、李元禎のもとに嫁ぎ、二女の恒始は金礪に嫁いだ。

妻の申氏は名門の出で、曽祖父の申叔舟は世祖時代に領議政となり、「訓民正音」の作成に参加し、『東国通鑑』などを編纂した。父の祖父の申澐（べん）は観察使、父の申用漑は左議政となった。

墓誌銘は友人の李荇の筆であるが、その銘文は四字百一句（四百四字）の長大なもの。

(111)『陰崖先生集』　李耔　撰

本集は、陰崖李耔の詩文集で、四巻二冊、全166丁。

底本はソウル大学奎章閣蔵本。

本集は己卯の士禍によって罷免されて陰城に退去して著述したが、その自編の稿本は兵火によって散佚した。膚守慎の行状によると詩が三千六百五十六首、文が七十四あったと記されているが、それが佚失しているのを、六代の孫の李道興が家蔵の草本に、典籍などから輯佚したものに、道興が旧本にあった年譜を補って詳細に編次したものを英祖の三十年（一七五四）に、後孫の慶尚道観察使の李彝章が木版で刊行したのが初刊本である。

本書の内容は、領中樞府事金在魯（号、清沙）の序、「上之三十年甲戌」とあるのは、英祖の三十年（一七五四）。年譜、六代の庶孫李道興のもの。この年譜の終りに、李耔自作の旧本の年譜がついている。これは簡略なものだが、

「嘉靖九年庚寅（中宗の二五年・一五三〇）、臘除日、有自叙行状」とあり、ついで「嘉靖十二年癸巳十二月十五日、易簀」とある。なお李道興の年譜の末尾の識語に、「先祖の年譜、旧と一本有り、盖し未だ何時に出づるかを知らず」云々とあって、「崇禎甲申後百有八年壬申」つまり崇禎十七年（一六四四）後百八年、即ち一七五二年壬申の識語がある。そして総目録。

巻一、五言絶句（4首）、五言律詩（42）、五言排律（10）、五言古詩（44）、七言絶句（46）、七言律詩（20）、七言古詩（3）、賦（2）、合計百七十一首。

巻二、策（一篇）、疏（4）、この中に柳子光の勲功を削還を請う上疏がある。書契（1）、書（4）、記（3）、跋（2）、箴（1）、上樑文（2）、碑文（1）。

巻三、日録（30丁）、雑著（6篇）中に「記甲子士禍」及び自叙（簡単な自伝）がある。

巻四、附録。盧守慎による行状、李海昌の「墓碣陰記」等六篇。あとに言行摭録、詩章、輓歌。跋は権萬の丙寅（英祖二十二年一七四六）識。

李耔（一四八〇・成宗十一年―一五三三・中宗二八年）

姓は李、名は耔、字は次野、世に陰崖先生と称される。

盧守慎の行状及び李道興の年譜をもとに生涯を述べていく。

六世の祖は李穀（号稼亭）、五世の祖は李穡（号牧穏）という名門の系統にある。以下李種学（簽書密直事）、曽祖の李叔畝（刑曹判書）、祖父は李亨増（僉知中樞院事）、亨増に二子があり、長子は李仁堅、次子が父の李礼堅（大司諫）で四男があり、長男が耦（万戸）、次男耘（参議）、三男耨（禁府都事）、四男が先生の耔である。

七、八歳になってはじめて父から書を授けられ、一年で口読を離れ（目読できるようになり）、次の一年で大義に通じるようになる。頭陀山の中台寺で『宋史』を読んだことで、慨然として学問を悟り、自ら奮い立ち、万言の書を成した。時事を憂えて諫官になろうと思い、世事を極言した。

燕山君の七年（一五〇一）に、司馬試に合格した。同時の合格者に金安直・鄭忠樑・成世昌らがいた。

甲子（燕山君の十年・一五〇四）に科挙の文科第一位に抜擢され、司憲府監察を授けられ、ついで吏曹佐郎を拝することで官界に入った。

当時、燕山君の政治が乱れ、努力して仕えるものの、酒に憂さを晴らす日もあった。父の大諫公は燕山君の旨に忤ったため左遷され、星州に移ったが、中宗が即位するに及び、父は元の官に召し帰され、耔も義城県令となり、中宗の四年に弘文館修撰として召し還されて昇進したが、五年の十一月、父が病に倒れ、十二月二十二日に父が死去したため、翌年正月、父を葬り、墓の側に廬を作って喪に服した。服が終り、弘文館副校理、司馬院司諫を拝し、役目柄、権官柳子光の勲功を削らんことを上疏した（「請還削柳子光翊戴勲録疏」本書巻三所収）。九年の八月七日、今度は母が亡くなり、父の墓の左に葬り、同様に廬を作り思庵と名づけ、上樑記（本書、巻三所収）を書き、そこで喪に服す。服が終って弘文館に復帰し、応教から十二年には副提学に陞り、ついで承政院右副承旨に、翌年には漢城判尹兼知経筵事、また刑曹判書、議政府右参賛兼知春秋館事と累進した。

中宗の十四年己卯、十一月十五日、南袞らによって己卯の士禍が起こされ、事件に連坐して趙光祖らとともに獄に繋がれ、十二月には官職を削奪された。趙光祖らは綾州に配流された後、死を賜ったことを聞き哭した。

公は陰城に退居し、そこで陰崖と号することになった。ここで客を謝絶し、門を杜じて茅屋で拙を守る生活を送り、山水叢渓を徘徊し詩を吟じ、酒を痛飲して胸中の憂悶を澆ぎ、筆にまかせて文を作り自らを娯しむ生活をすること十年、中宗の二十四年、忠州の獺川上の兎渓に移り、精舎を築き、夢庵と名づけ、自ら夢翁と号した。本書の巻二に「夢庵記」及び「夢庵上樑文」を収めている。また渓谷である兎渓に住むことから渓翁とも号した。

癸巳（中宗の二十八年・一五三三）十二月十五日、卒す。享年五十四。先塋の側に葬った。

妻の南氏との間には子がなく、後妻の蔡氏との間に一男三女があり、男の秋は早世し、三女はそれぞれ李孝伯、朴応星、宗室の万年に嫁した。

(112)『学圃先生文集』　梁彭孫　撰

本集は、学圃梁彭孫の詩文集で、九巻二冊、全170丁。

底本は国立中央図書館蔵本。

本集は著者の第三子、大司成の梁応鼎が蒐集、編次した十巻ほどの定稿本があったが、丁酉の倭乱（慶長の役）によって蕩尽し佚失してしまったのを、玄孫の梁世南（号龍江）が輯佚したが、刊行に至らず、十世の孫梁纘永が補訂し、それを十二代の孫の梁楫が増補、編次し、『学圃集』として、憲宗の七年、一八四一年、朴綺雲の跋文を付して刊行する旨を梁楫の跋に書したのが初刊本である。（これははじめ一年前の庚子に刻され、そして翌年の辛丑に追加という形で出ている。）

その後、後孫の梁会甲が先朝の実録や疏の中から輯集し、後孫の梁在亨が出版にこぎつけたと金甯漢の重刊跋にあるが、また趙鍾弼の重刊跋には、後孫の梁在慶が遺文を蒐輯して一帙として湖南の梁章甫と宗孫の梁会源が出版するに際して鐘弼に跋文を請うたともある。この趙鍾弼は李太王の四年の進士（一八六七）という所から、前述の金甯漢の跋文に戊寅とあるのは李太王の十六年（一八七八）であり、これが重刊本の刊記である。以下三刊本、四刊本とあり、四刊の昭和十七年（一九四三）本の影印が本書である。

内容は、

序、庚子（憲宗六年、一八四〇）趙亨復。

序、庚子の申在植（号は翌微）。文中に「上之五年己亥中春、洪敬謨」とある。敬謨は字敬修、冠巌と号し、大司憲、戸曹判所、一七七四―一八五一の人。ここから上之五年は憲宗の五年、一八三九年であることが分かる。

次に「学圃先生文集重刊凡例」があり、ここに文集が四回出版されていることや、年譜及びその増補等のことが述べられているが、重刊跋文等の内容と合わないものがあり、その詳細のことは未考。ついで目録があり本文となる。

巻一、賦（4首）、辞（1）、詩（20）、遺墨、「別尹内翰奉使嶺」の題の三首の詩であるが、これらの詩は、詩二十首の最後に収められている三首である。尹内翰は尹豊亨。

巻二、疏（1）、啓辞（4）、書（1）、雑著（1）、銘（1）、祭文（2）、墓碣銘（1）、墓表（1）。

巻三、附録。世系源流、源に祖先から彭孫まで、流には彭孫の子及び孫について述べる。家状。玄孫の梁世南の著、崇禎紀元後庚申（一六八〇年）は粛宗の六年に当る。

巻四、年譜。この年譜に「文集」重刊として庚辰（一九四〇年）とあり、この年譜を付して影印して昭和十七年、梁重旭が発行したのが本書。

巻五、附録。実録鈔選、摭録、碑陰記（梁世南）、神道碑銘并序（洪良浩）、謚状（鄭元容）。

巻六、附録。書院の上樑文、祝文、請謚疏、神道碑銘。

巻七、附録。書院、学圃堂等の遺址碑、墓表（趙鍾弼）、墓誌銘（奇宇萬）。

巻八、補遺。

巻九、己卯党禁録（百三十一名）。

重刊跋が二つあり、(1)金甯漢（戊寅・李太王十六年・一八七八）と(2)趙鍾弼のもの。文集跋も二つある。(1)朴綺寿（上之七年辛酉、憲宗七年・一八四一）によるもの。綺寿（一七七四―一八四五）、字は眉皓、号は履坦斎。正祖の乙卯（十九年）の進士。(2)奥書、この中に十世の孫の梁纘永による辛丑の書があり、十二世の孫の梁楫の辛丑（一八四一年）の書。

梁彭孫（一四八八・成宗十九年―一九四五・仁宗元年）

姓は梁、名は彭孫、字は大春。学圃と号した。済州の人。

先祖は耽羅の人で、檀君の時の良乙那で、耽羅国王となり、後孫が新羅になって、良を改めて梁氏となったという。十世の祖は梁保崇、高麗期の游撃将軍。九世は梁峻、僉議侍中贊成事。八世は梁淳、左部尚書。七世は梁遵、参文学士兼左部尚書。六世は梁碩材、直司書、門下侍郎。五世は梁漢忠、梁漢賢の兄弟があり、弟の漢賢が五世の祖で、生員。高祖の梁悌は判書。曽祖は梁思渭で生員。祖父は梁湛。父は梁以河。展力副尉。母の崔氏は崔渾の女。二子あ

り。長男が彭孫で弟は彭頑、三訓堂と号した。官は訓導。

彭孫は成宗の十九年戊申に、綾城県雙峯里で生まれた。幼い時から異才を放った存在であった逸話がいくつも伝わっている。燕山君の元年、八歳の時に父の承旨公から経史を学び、その大義を理解したという。燕山君の五年、十二歳の時には雙峯寺で書を読み、そこの異僧を追い払うことで世人から称賛されている。癸亥の年、知止堂宋欽先生に入門し性理学を学んだ。翌年、錦山の金氏と結婚した。十七歳の時である。この年甲子の士禍が起き、金宏弼、鄭汝昌、権達手、洪貴達ら多くの士林派の官僚が処刑されたが、その二年後の九月に燕山君は江華島に追われ、晋城大君が即位して中宗となった。

中宗の元年丙寅（一五〇六年）、公は趙静菴（光祖）先生を龍仁に訪れた。先に宋欽先生の下で学んだことから道を求める志が有り、光祖との年の差は六年であるが、贄を執って師事し、光祖と経旨を講求討論し、格物致知の工夫を行い躬行したという。

中宗の二年丁卯の年、礼部の試験に赴いたが、この時、胥吏が密かに試験の問題を教えるかわりに賄賂を求めたので、公は大声でその胥吏を罵り、試験場に入らずに直ちに帰郷した。三年後、中宗の五年庚午に、再度試験に臨み、生員の試験で一等に中たった。（「家状」には二位としている）なおこの年、趙光祖は進士に状元に中たっている。ところが翌年正月、父の承旨公以河が亡くなり、三月に葬った。二十四歳の時である。以後、八年四月まで喪に服した。

中宗の十一年春、科挙の試験に臨み、文科第三に中り、早速任官して弘文館正字に除せられ、経幄に入る毎に、中宗から諮問を受け、それに答えている。

例えば、中宗が、「孔門の学、業とする所は何事か」と問うと、公はそれに、「仁だけです」と、また「仁とはどういうことか」と。それに「仁とは人の心です。聖人は本然の心によって、まず知を致して意を誠にしなければなりません。そういうわけで仁が発るや、学はそこで成るのです。従って人主（国王）は必ず学ばなければなりません。つまり朝廷を正しくし、万民を理めようとするには、必ずこの心に本づかなければなりません。致知を学ばなければ、心が乱れてしまい、どうして帝王の治ができましょうか」と答えている。中宗は公の答えを善いことを言うと称賛し

た。

翌十二年丁丑には成均館典籍を拝し、ついで工曹佐郎、刑曹佐郎と移り、十一月には司諫院正言へと進み、中宗に対する諫言を職務とするようになっている。十三年春二月、経筵に侍して『大学衍義』を進講し、また宰臣の失政を論じている。その論が入れられるとは限らなかったが、その言が高く評価されて湖堂での読書の賜暇を与えられた。

中宗の十四年、己卯、公三十二歳。特に司諫院正言を授けられた。二月二十一日に匿名の投書があり、それは政府及び諫院を批判するもので、金浄・趙光祖・李耔・韓忠・金安国ら士林派の人々、後の方に梁彭孫の名があったが、彼らが朝政を乱し、明主（国主）を奸術で暗くしている。大臣らはどうして彼らを黙認し、政府・諫院は聞かないのかと述べている。中宗は、前月の二十六日の夜にもあり、朝廷の事を批判していたので、朝講の際、そのことを処理させた。その時、趙光祖や金浄は改革して政道が明らかになり、台諫が厳しくしたため、小人等の役人が反対してこのようなことをして朝政を乱そうとしているのだろうと答えている。

このような状況のある夜、礼判の南袞が竹杖をつき、褻服（平服）で月光に照らされながら来訪した。そして公に、「今日の朝廷における経世済民（政治）の責任は重大である。朝廷の人を見まわして、この難局を治めるのは非常に難しい、協力しあうことのできる者で公の右に出る人はいない。それで今晩、こうしてやって来たのは、正義の為、已むを得なかったのだ。高官顕職の人の中に、推薦できるような人はなかなかいない。公よ、私のことを忘れてくれるな」と言ったので、公は顔色を改めて、「もし経済の志を持っているのなら、どうして趙光祖に会わないのですか、今夜のこの行動、私のごとき者がどうしてその責任に耐えられましょうか」と言って拒った。南袞は公の心に強いることを出来ないことを知って帰った。

当時、経筵で講ずる者に四学士ありと称されていた。その四人は、梁彭孫・奇遵・朴世熹・崔山斗だという。

公は、この年、司諫院正言から司憲府持平に移り、また賢良薦科に抜擢され、吏曹正郎・弘文館校理・同修撰を拝し、経筵に侍して講じた。ここの賢良薦科に選ばれたのは、当時、科挙の試験によって登用された者が、経学の知識、文章の巧みさに偏って、人間的に必ずしも優れていない軽薄な才士が選ばれていることの反省の上で、趙光祖ら新進

官僚の意見によって作られたものであり、そこには従来の勲旧派の保守的高官からの反発があった。

十月に、公は「靖国の功臣の勲を削らんことを請ふ」という上疏をした。これは中宗が燕山君が王位を継承する際に、これに関与して功績のあった功臣として勲功を与えられた者で、本当にはたいした功績の無いのに、靖国の功臣として幅をきかせていることを趙光祖と論じたことがあった。その対象となった人とは成希顔や朴元宗らで、彼らは学識も無い上、希顔に至っては、柳子光と相知る仲の奸人であった。そこで公は副提学の金絿、応教の奇遵・修撰の沈達源らと極論し、趙光祖と連啓して上書したのであった。

十一月十五日の夜、南袞・沈貞・洪景舟らは旨を矯めて、密啓することを約定して、金銓・金克幅・高荊山らが神武門から潜入するのにまぎれて入り、中宗に「趙光祖らが不軌を謀り、事機が危迫しているので、敢えて此の急を告げる」と上書した。中宗は日頃趙光祖らの進講や諫言に疲倦していたため、この上書を許し、趙光祖・金浄ら八人が逮捕・投獄された。中宗は、趙光祖と金浄には死刑、金湜・金絿は杖刑の上、配流。他は杖刑と言うのを聞いた鄭光弼は、涕泣して王の裾を牽き諫めた結果、死刑は減ぜられ杖刑一百の上、遠方に配流となった。公も悲憤に勝えず、天を仰いで涙を流し、この刑に抗疏力争して「国に士が有るのは、丁度人に元気があるようなもので、気が散ずれば人は死に、士が殺されれば国が亡ぶ」と中国の歴史を引きあいに出して訴え、叩頭して血を流すほどであった。

十二月には、公も官爵を削奪された二十三人の一人となった。公は光祖と同朋であるので同罪を請うている。そして故郷の綾城の旧居に帰った。これが己卯の士禍である。

時の領議政の鄭光弼は中宗の裾を引き泣諫すること五回、しかし許されず、趙光祖は梁彭孫の故郷の綾城に配流されるのをはじめとして、皆、辺地へと流されたが、光祖は公の故郷であったため、公は日夕相従うことになり、光祖は「吾らこの禍に遭ったが、二人が同処に住むことは時の運で繋がっている」と言っている。しかしそれも幾ばくも経たぬうちに光祖には死を賜わる命が下され、十二月二十日に賜死した。公は終日哭泣して哀しんだ。翌年春、光祖を龍仁に送葬し、夏には静菴（光祖）先生祠を建てた。

中宗の十六年、綾城の雙峯里の渓上に堂を築き、学圃堂と名づけて図書を左右にし、持敬用工、言行を飾励し、規

矮に遵う生活をし、「士は当に聖賢の学に志すべし」と言い、子弟を教育し、召されても仕官することなく、病気を理由に辞退したが、甲辰の年（中宗三十九年）に龍潭の県令に除せられ、無理して赴任している。乙巳（仁宗元年）一五四五年八月十八日、学圃堂で亡くなった。享年五十八歳。金氏との間に六男がある。応箕、応台（東萊府使）・応鼎（大司成）・応畢・応徳・応国、韓氏との間に二男、知遜・知命がある。

なお、『韓国文集叢刊』の本集の凡例中、梁彭孫の生年は誤っているので、以下のように訂正する。（一四八八・成宗十九～）

(113)『希楽堂稿』　金安老　撰

本集は、希楽堂金安老の詩文集で、八巻、六冊、全437丁。（写本）

底本は金根一氏所蔵稿本（写本）を影印した建国大学出版部刊本。

本書は著者の後孫金根一氏に伝存している掛印浄写本。

内容は序、跋等はなく、巻一の本文から始まる。

巻一、詩（159首）。巻二上、詩（101）、巻二下、詩（75）。巻三、詩（174）。巻四（220）。巻五、志（37篇）。この中に対馬侯に対する答書が五篇、日本国王へのものが二篇ある。

巻六、祭文（9）。巻七上、碑銘（13）。巻七下、碑銘（13）。巻八、雑著。（自序と40篇）。

金安老（一四八一・成宗十一年―一五三七・中宗三十二年）

姓は金、名は安老、字は頤叔。希楽堂と号す。また龍泉、退斎とも号す。延安の人。

父の金訢（号、安楽堂）は工曹参議。母は尹氏。県監尹墀の女。兄二人あり。長兄は金安鼎（字、雲卿）、正徳己巳の文科及第、官は参判、開城留守。次兄は安世で官は佐郎。

燕山君の丙寅（十二年即ち中宗元年に当る）一五〇六年の文科を状元で及第。成均館典籍となり、以後官界を歩む

が、優秀であったことにより何度も賜暇読書の恩恵を受けて、栄転している。後、政敵南袞に斥けられた。しかし、吏曹判書の沈彦光の推薦によって召還される。

中宗の十六年（一五二一）、四十一歳の時、仲子の金禧が中宗の長女孝恵公主と結婚（十年後に死去、禧もその六ヶ月後に死去している）、その強力な縁でか、甲午（中宗の二十九年）の年に右議政に、翌年、左議政に升った。時に四十四歳。しかし大司憲の梁淵から丁酉（中宗の三十二年）の三凶として弾劾されて、許沆・蔡無択らとともに十月二十七日、死を賜わった。

子に金祺、金禧（孝恵公主と結婚）、金禴・金禔がいる。